

令和8年第1回教育委員会臨時会日程

日 時 令和8年3月10日（火）
午前11時30分～
場 所 北栄町役場第2委員会室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 議 案

議案第7号 令和7年度末教職員人事異動内申について

議案第8号 北栄町子育て家庭紙おむつ等支給事業実施要綱の制定について

4 報 告

P T A要望の回答について

5 その他

今後の予定

・次回教育委員会 定例会 3月23日（月）午後1時30分から
場所：北栄町役場 第1委員会室

6 閉 会

議案第7号

令和7年度末教職員人事異動内申について

令和7年度末教職員人事異動内申を別紙のとおり行いたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条の規定により委員会の承認を求める。

令和8年3月10日提出

北栄町教育委員会
教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

議案第8号

北栄町子育て家庭紙おむつ等支給事業実施要綱の制定について

北栄町子育て家庭紙おむつ等支給事業実施要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

令和8年3月10日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

教育委員会告示第 号

北栄町子育て家庭紙おむつ等支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児を養育する世帯に対し、紙おむつ等を支給するとともに、継続的な見守りを実施し、養育者の精神的、経済的負担の軽減を図り、もって、安心して子どもを育てられる環境づくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象乳幼児 町内に住所を有する児童のうち満3歳に達する日の属する年度末までの児童をいう。

(2) 子育て世帯 対象乳幼児及び対象乳幼児を養育している保護者の属する世帯をいう。

(支給の申請)

第3条 紙おむつ等の支給を受けようとする子育て世帯の保護者(以下「申請者」という。)は、北栄町子育て家庭紙おむつ等支給申請書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。

(支給の決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、支給の可否を決定し、北栄町子育て家庭紙おむつ等支給決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(紙おむつの支給)

第5条 町長は、前条の規定により支給決定をした子育て世帯に対して、対象乳幼児が満3歳に達する日の属する年度末まで毎月1回紙おむつ等を支給する。

(申請事項の変更)

第6条 申請者は、第3条の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、北栄町子育て家庭紙おむつ等支給変更等届出書(様式第3号)により、変更の旨を速やかに町長に届け出なければならない。

(支給の停止)

第7条 町長は、対象乳幼児又は申請者が次に該当する場合、紙おむつ等の支給を停止するものとする。

(1) 対象乳幼児が北栄町内の認定こども園に入園した場合、前月支給分をもって支給停止とする。

(2) 対象乳幼児又は申請者が町内に住所を有しなくなった場合、当該住民登録を有しなくなった日の属する月に支給する分をもって支給停止とする。

(支給品相当額の返還)

第8条 町長は、第5条の規定により紙おむつ等の支給を受けた子育て世帯が、虚偽の申請、支給の中止に係る届出の遅延等により、不正に支給を受けたことを確認したときは、北栄町子育て家庭紙おむつ等支給相当額返還命令書(様式第4号)により、既に支給した紙おむつ等の相当額を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

北栄町子育て家庭紙おむつ等支給申請書

年 月 日

北栄町長 様

(申請者)

住 所 北栄町 _____

氏 名 _____ 印

(本人の署名であることが確認できる限り、押印を省略できます。)

続 柄 _____

電話番号 (_____ - _____)

紙おむつ等の支給について、北栄町子育て家庭紙おむつ等支給事業実施要綱第3条の規定により申請します。

なお、申請に当たり、私の世帯の住民基本台帳等に係る事項について、公簿等により確認することに同意します。

対象乳幼児	ふりがな 氏 名	生年月日		性別
	-----	年 月 日生		男・女
異動年月日	年 月 日	理 由	<input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他()	
特記事項				

役場記入欄	本人確認	有・無 (マイナンバーカード・免許証・その他)	受付	日付 / 受付者
-------	------	----------------------------	----	-------------

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

様

北栄町長

北栄町子育て家庭紙おむつ等支給決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請がありました紙おむつ等の支給について、北栄町子育て家庭紙おむつ等支給事業実施要綱第4条の規定により通知します。

申請者	氏名	
	住所	
対象乳幼児	氏名	
	生年月日	
決定内容	<input type="checkbox"/> 支給する <input type="checkbox"/> 支給しない (理由)	
支給予定期間		
備考		

様式第3号(第6条関係)

北栄町子育て家庭紙おむつ等支給変更等届出書

年 月 日

北栄町長 様

(支給決定者)

住 所 北栄町

氏 名 _____ 印

(本人の署名であることが確認できる限り、押印を省略できます。)

続 柄 _____

電話番号 (_____)

紙おむつ等の支給について、支給内容を変更したいので、北栄町子育て家庭紙おむつ等支給事業実施要綱第6条の規定により届け出ます。

1 変更等の内容 変更 中止 (どちらかに○印をつけてください)

2 変更等の理由・詳細

<input type="checkbox"/> 転居	転居前住所	北栄町
	転居後住所	北栄町
	転居年月日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 転出	転出先住所	
	転出年月日	年 月 日
<input type="checkbox"/> その他		

役場記入欄	本人確認	有・無 (マイナンバーカード・免許証・その他)	受付	日付 / 受付者
-------	------	----------------------------	----	-------------

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

様

北栄町長

北栄町子育て家庭紙おむつ等支給相当額返還命令書

北栄町子育て家庭紙おむつ等支給事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり既に支給した紙おむつの相当額の返還を命じます。

- 1 既に支給した紙おむつの相当額 円
- 2 返還の理由
- 3 返還期限

北栄町立北条小学校PTA
会長 田中 幸世 様

北栄町長 手嶋 俊樹
(公印省略)

北栄町教育委員会
教育長 笠見 隆志
(公印省略)

教育環境・施設・設備の充実に関する要望について（回答）

2025年11月14日付で要望のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

なお、令和8年度予算等の状況によっては、下記回答のとおりとならない場合があることを申し添えます。

記

- 1 学校教育環境の整備について
 - (1) 遊具の修繕・取替について
＝ 専門業者の点検結果等を参考に計画的な修繕を行います。令和8年度はジャングルジムの撤去更新を行う予定です。
 - (2) トイレの改修（職員男子トイレの洋式化・西校舎トイレの全面改修）
＝ 優先順位により判断し、令和8年度は西校舎様式トイレを暖房便座に改修します。
 - (3) 体育館空調（冷房）設備の設置について
＝ 学校体育館の空調設備については、今後、町内4校を年次的に整備する予定です。スポットクーラーの追加設置は考えておりません。
- 2 インターネットによる教育の基盤整備について
＝ 情報端末の持ち帰り活用の際のインターネット回線整備については、公費での整備は考えていなく、原則、各ご家庭において整備をお願いしたいと考えています。家庭事情により整備が困難な場合については、モバイルルーターの貸出等を検討します。
- 3 登下校のバス利用について
＝ 暑さ指数等の客観的数値をもとにした対策の検討については、暑さ指数は日ごと・時間ごとに変動があり、バス通学の規定距離の参考にはし難いと考えますが、他の自治体では「暑さ指数が高い時は暑さ指数が下がるまで学校に待機する」といった対応をしている自治体もあるようですので、今後の検討の参考にしたいと考えます。
自治会ごとの回答は下記のとおりです。

- (1) さつきヶ丘地区のスクールバス通学について
= 令和7年度と同様の対応とします。
通年のスクールバス運行については、継続的な運転手の確保や町保有バスの利用調整が困難なことから、通年バス通学を希望される場合は、路線バスの利用をご検討ください。
- (2) 北条島のスクールバス通学希望について
= 北栄町では自力通学を基本とし、通学距離3kmを目安に遠距離通学となる地区をバス通学路線と設定しており、北条島自治会は対象範囲外となります。
これまでも実施していただいている夏季の熱中症対策、冬季の防寒・降雪時対策に引き続きご協力いただきますようお願いいたします。
- (3) 江北浜地区の全学年スクールバス通学の希望について
= 令和7年度と同様の対応とします。
夏季及び冬季以外については、児童数の減少に伴い1人での通学になる等、徒歩登校班の編成が困難な場合に限り、全学年スクールバス利用としています。年度ごとに江北浜子供会と協議しますのでご相談ください。
- 4 安全な登下校のために について
- (1) 江北浜冬季バス停の整備について
= 道路脇に滞留したゴミは通常、自治会のクリーン作戦時に清掃いただくか、北栄町環境見守り隊に登録いただき、個人または団体による清掃をお願いしておりますので登録等をご検討ください。
北栄町ではスクールバスの停留所設置のための補助制度はなく、今後も制度化は予定しておりません。冬季バス停は積雪時にバスが坂道で停車すると発進できなくなることから現在の位置を設定しております。全体の運行時刻等を考慮すると経路変更も困難です。
- (2) さつきヶ丘通学路上の横断歩道および信号機設置について
= 横断歩道については、安全な滞留場所がないため設置困難です。
信号機青時間の調整については、「北栄町通学路安全対策推進協議会」で検討しますので、令和8年度の危険箇所報告にて提出をお願いします。
- (3) 土下踏切付近歩道の安全強化
= 通学路の安全対策については、「北栄町通学路安全対策推進協議会」で検討しますので、令和8年度の危険箇所報告にて提出をお願いします。
- (4) 国坂バス停横の空き家について
= 空き家の所有者を調査し、令和6年度に適切な管理を行うよう指導しております。今年度含め、今後も引き続き指導してまいります。
- (5) 通学路上の白線整備について
= 通学路の安全対策については、「北栄町通学路安全対策推進協議会」で検討しますので、令和8年度の危険箇所報告にて提出をお願いします。
- (6) 交通量の多い交差点における横断歩道の見守りについて
= 見守りボランティアの登録について引き続き自治会長会等で周知します。各子ども会からも地域住民の方々への働きかけをお願いします。

北栄町立大栄小学校 P T A
会長 生橋 健吾 様

北栄町長 手嶋 俊樹
(公印省略)

北栄町教育委員会
教育長 笠見 隆志
(公印省略)

大栄小学校学習環境および通学路の除雪作業の改善について (回答)

令和 7 年 12 月 10 日付で要望のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

なお、令和 8 年度予算等の状況によっては、下記回答のとおりとならない場合があることを申し添えます。

記

1 学習環境などの改善について

① 令和 8 年度 町負担の教職員の配置 (学校主事・学校司書・I C T 教育活動支援員・学習支援員・教員業務支援員・学校生活適応支援員・外国語教育指導員) の継続について

= 令和 8 年度は、学校主事、学校司書、I C T 教育活動支援員、学校生活適応支援員、外国語教育活動支援員を各 1 名、学習支援員を適正人数配置したいと考えています。教員業務支援員については県が配置する時間数までの配置とします。

② 体育館全般、体育館回りの改修について

= 体育館の改修については時期未定です。町内の学校施設は、北栄町学校施設長寿命化計画により順次改修等を行っており、大栄小学校体育館の改修の際には要望事項も考慮して改修を行います。

③ 高木枝の伐採と剪定について (外囲)

= 危険箇所は随時対応します。

④ 第 2 理科室実験台のシンク交換及び実験台補修について

= 第 2 理科室実験台については、児童数の減少を勘案し取替・補修は考えておりません。今後は第 1 理科室のみの利用としていくことについて検討をお願いします。

⑤ エレベーター設置について

= 給食用エレベーターについては、令和 8 年度に改修を行います。
エレベーターの設置は、必要性や優先順位を勘案し今後検討していきます。

2 通学路等の除雪作業について

① 通学路の速やかな除雪作業について

= 町の除雪計画に従い、積雪の状況を確認して除雪作業決行の有無を判断し、担当する委託業者に依頼しています。早朝までには道路通行上支障の無いよう努めます。

また、歩道の除雪については道路管理者では行いませんが、町では自治会に対して除雪機の購入費及び除雪経費を補助する制度を創設していますので、自治会と相談していただき、歩道やスクールバスの停留所等の除雪について、地域でのご協力をよろしくお願いします。

北栄町立北条中学校 P T A
会長 鯛天 真由美 様

北栄町立大栄中学校 P T A
会長 永見 直樹 様

北栄町長 手嶋 俊樹
(公印省略)

北栄町教育委員会
教育長 笠見 隆志
(公印省略)

教育環境・施設・設備の充実に関する要望について (回答)

令和 7 年 11 月 11 日付で要望のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

なお、令和 8 年度予算等の状況によっては、下記回答のとおりとならない場合があることを申し添えます。

記

- 1 少人数学級の継続及び 30 人学級の拡充について
= 令和 8 年度も引き続き、1 年生 33 人学級、2, 3 年生 35 人学級で実施します。中学生の時期においては、学校での授業・活動や生徒同士が様々な関わりを持ち成長していく中で、多人数の中での経験も重要なことと考えており、現時点では現在の人数基準を維持する方針です。
なお、国の少人数化の方針が示されれば、改めて検討いたします。
- 2 学校司書、学校主事、学習支援員、ICT 教育活動支援員及び心の教育相談員の継続と待遇改善及び部活動指導員・外部指導者の継続並びにスクールカウンセラー、教員業務支援員の配置継続について
= 令和 8 年度については、学校主事、学校司書、ICT 教育活動支援員、心の教室相談員を各 1 名、学習支援員を適正人数配置する予定です。教員業務支援員については県が配置する時間数までの配置とします。
また、令和 8 年度も引き続き部活動指導員を任用する予定です。任用の大きな目的である単独指導の割合を増やす取り組みを進めてください。
- 3 通学路の安全確保について
= 通学路の安全確保につきましては、毎年学校からの危険箇所報告、警察・道路管理者・学校等による合同点検、対策の協議といった P D C A サイクルとして取り組んでいます。
学校を通じて別途危険箇所の報告依頼をしますので、具体的な危険箇所について報告してください。

北栄町立北条中学校PTA
代表 鯛天 真由美 様

北栄町長 手嶋 俊樹
(公印省略)

北栄町教育委員会
教育長 笠見 隆志
(公印省略)

施設・設備の改善に関する要望について（回答）

令和7年11月11日付で要望のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

なお、令和8年度予算等の状況によっては、下記回答のとおりとならない場合があることを申し添えます。

記

- 1 第一キュービクル換気扇更新及び内部塗装について
= 令和7年度に更新・設置します。
- 2 部室棟ドアガラス交換について
= 劣化等により危険が生じる設備は随時交換を行いますが、現状の部室棟ドアガラスは、通常使用において危険が生じる設備とは考えておりません。
ご要望のあった悪ふざけや不注意が原因で起きる怪我のリスクへの対応については、まずは各生徒に対して大きな怪我につながる行動はとらないよう学校内やご家庭においてご指導をお願いします。
- 3 教室引戸の戸当たりゴム取替について
= 令和8年度に取替えを行います。
- 4 校舎窓ガラス表面塗装の剥離について
= 優先順位を勘案し対応します。令和8年度は経過観察とします。
- 5 駐輪場自転車止めの増設及び駐輪場屋根・支柱の補修について
= 自転車止めの増設は考えておりません。空きスペースも含めて適切な利用に努めてください。
屋根・支柱の補修については優先順位を勘案し対応します。将来的な補修にあたっては、生徒数を考慮しスペースの縮小を検討します。
- 6 外用スピーカーについて
= 体育館の音響整備として令和8年度に屋内スピーカーを整備します。屋外スピーカーについては既存の設備を利用してください。

7 エレベーターの設置について

= エレベーターの設置は必要性や優先順位を勘案し今後検討していきます。

8 各教室の換気扇の設置並びに天井扇の修繕について

= 優先順位・費用対効果の観点から各教室への換気扇の設置は困難です。
CO2モニターを適宜活用していただき窓開け換気にて対応をお願いします。
危険箇所の対応は適宜行います。

9 体育館の冷暖房機の設置と断熱構造への改修について

= 学校体育館の空調設備については、今後整備方針を検討し、町内4校を年次的に整備する予定です。

10 網戸の設置（教室棟・管理棟）について

= 必要な箇所は令和2年度に設置を完了したと考えており、増設の予定はありません。

北栄町立大栄中学校 P T A
会長 永見 直樹 様

北栄町長 手嶋 俊樹
(公印省略)

北栄町教育委員会
教育長 笠見 隆志
(公印省略)

施設・設備の改善に関する要望について (回答)

令和 7 年 11 月 11 日付で要望のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

なお、令和 8 年度予算等の状況によっては、下記回答のとおりとならない場合があることを申し添えます。

記

- 1 校舎内雨漏り修繕について
= 雨漏りについては、原因の特定が困難ですが引き続き状況把握に努めます。
- 2 校舎の維持・管理について
= 令和 8 年度に校舎の耐力度調査を行い、今後の活用方針及び改修等の方向性を検討します。
危険箇所については随時必要箇所の修繕を行います。
- 3 校地内の除草作業回数の増加について
= 令和 8 年度予算の範囲内で対応してください。
- 4 コミュニティ・スクール関係予算の計上について
= 必要な予算を令和 8 年度当初予算(案)に計上しています。
- 5 手洗い場の改修について
= 優先順位・費用対効果の観点から手洗い場の改修は考えておりません。
- 6 体育館・武道館の冷暖房設備の設置について
= 学校体育館の空調設備については、今後整備方針を検討し、町内 4 校を年次的に整備する予定です。
- 7 自転車小屋の改修について
= 優先順位・費用対効果の観点から自転車小屋の改修は考えておりません。
ヘルメットやカッパの置き場所・保管方法を工夫してみてください。

- 8 東渡り廊下の暴風雨・凍結対策シートの設置について
 - = 優先順位・費用対効果の観点からシートの設置は考えておりません。
暴風雨等の際は校舎西側の通路を利用してください。

令和8年2月26日

北栄町教育委員会

笠見 隆志 教育長 様

北栄町立北条中学校 PTA

代表 鯛天 真由美

要 望 書

平素より、本町の教育行政にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

このたび、北条中学校1年生のクラス編成につきまして、北条中学校PTAとして要望があり、署名を添えてお願いを申し上げます。

現在、北条中学校1年生は3クラス編成となっておりますが、進級にあたり2クラス編成へ変更される事が決定していると思えます。

当該学年は、入学当初より生活面・学習面ともに多くの課題を抱えており、3クラス体制でスタートしたことにより、ようやく学級運営や子どもたちの学校生活が落ち着きつつある状況です。

このような中でクラス数が減ることにより、一人ひとりへの目配りや関わりが行き届きにくくなるのではないかと、学級運営上の負担が大きくなるのではないかと、といった不安の声が、保護者の間で多く聞かれております。

北条中学校PTAとしましては、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、現在の3クラス体制を可能な限り維持していただきたいと考えております。

また、年度末のご多忙な時期に、このようなお願いを差し上げることににつきまして、心苦しく思っております。にもかかわらずお願いを申し上げるのは、それだけ子どもたちの学校生活を案じて

のことであることをご理解いただけましたら幸いです。

あわせて、今回の要望につきまして、署名にご協力いただいた保護者の皆さまへ向けた回答書をいただくことが可能かどうかについても、ご検討いただけましたら幸いです。

多くの保護者が本件について関心を寄せており、今後の見通しや考え方を共有いただけることで、保護者としても状況を理解しやすくなると考えております。

今後につきましては、学年の実態や子どもたちの状況を踏まえ、年度の早い段階でクラス編成の見通しについて学校と十分に協議・共有していただけますと、保護者としても理解しやすく、安心につながるものと考えております。

どうか本要望につきまして、前向きにご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上